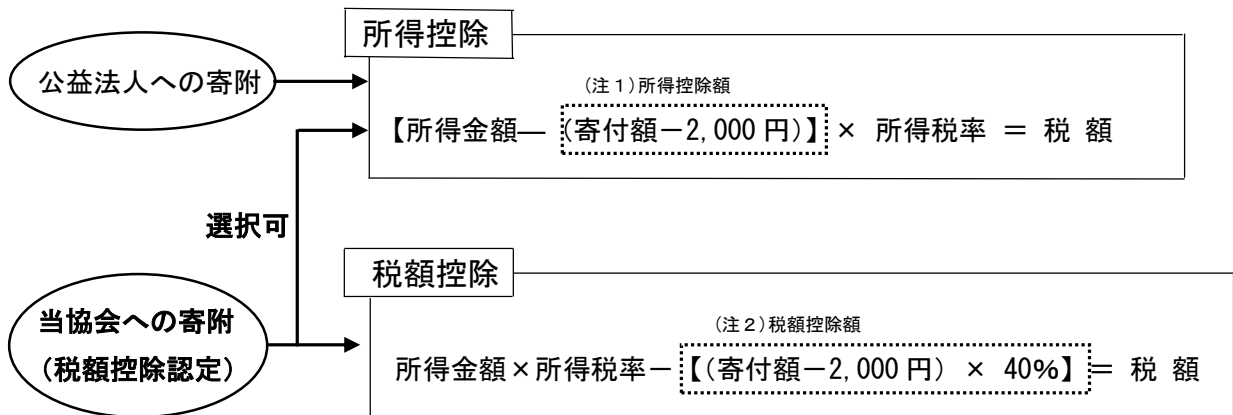




## 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇

### ★ 所得税

所得税について、以下の優遇があります。



(注1) 寄付額のうち、所得控除額は総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 税額控除額は、所等税額の25%が限度

「所得控除」も「税額控除」も公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇措置です。

これらは所得税が減税されるための計算方法が異なります。

多くの場合、税額控除を選択されると所得税額が少なくなり、有利となります。

一方、所得税率の高い方は、所得控除を選ばれると還付額が大きくなる場合もあります。

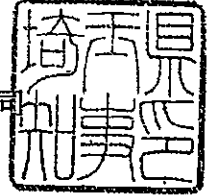
確定申告の際には最寄りの税務署にご相談ください。

「税額控除」を受ける場合は、「税額控除に係る証明書」も添付してください。

雇 労 第 1 0 6 8 号  
平 成 3 1 年 3 月 2 8 日

公益社団法人埼玉県雇用開発協会  
壽原 英樹 様

埼玉県知事 上田 清司



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成31年3月28日 から 平成36年3月27日 まで